

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 〔省 令〕
  - 郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（総務八二）
- 〔告 示〕
  - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
  - 〔政治資金適正化委六四〕
  - 日本国に帰化を許可する件
  - 〔法務五八一〕
  - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があつた件
  - 〔同五八二〕
  - 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示
  - 〔文部科学一八〇〕
  - 保安林の指定施業要件を変更する件
  - 〔農林水産二一三〇、二一三三〕
  - 中小企業等経営強化法第十二条第一項の規定に基づき、石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針を定めた件（経済産業二八九）
  - サンルダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件
  - 〔国土交通一一七九〕

- 道路に関する件
- 〔東北地方整備局二五六〕
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二五七）
- 道路に関する件
- 〔関東地方整備局三〇四〕
- 道路に関する件
- 〔中国地方整備局九七〕
- 道路に関する件
- 〔四国地方整備局一一〇、一一一〕
- 道路に関する件
- 〔九州地方整備局一九〇、一九二〕
- 〔人事異動〕
- 内閣
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 特定保安林の指定について
- 〔農林水産省〕
- 文 教
- 日本学士院新会員の選定について
- 〔日本学士院〕
- 国家試験
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 会社その他

三 二 一 九 九 八 七 六

## 省 令

○総務省令第八十二号  
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第六十七条第一項、第五項及び第七項の規定に基づき、郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年十二月二十一日  
郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令  
（郵便法施行規則の一部改正）  
第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（料金の届出）</p> <p>第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 料金を適用する期間（限定する場合には限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由</p> <p>（収支状況の報告及び公表）</p> <p>第二十七条 略</p> <p>2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにあって引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によつて整理すること</p>	<p>（料金の届出）</p> <p>第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 料金を適用する期間（限定する場合には限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。）</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 変更を必要とする理由</p> <p>（収支状況の報告及び公表）</p> <p>第二十七条 同上</p> <p>2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにあって引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第十三条に規定する通常郵便物及び小包郵便物並びにEMS郵便物（同条約第十六条に規定するEMS業務の条件に従つて運送される郵便物をいう。）をいう。別記様式第五におい</p>

が著しく困難なときは、その全部を主たる  
関連を有する郵便物の種類等に整理するこ  
とができる。

〔3〕6 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国際郵便規則の一部改正)

第二条 国際郵便規則(平成十五年総務省令第六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(国際郵便料金の届出)

第三条 〔略〕

2 前項の届出書の提出は、次の各号のい  
ずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当  
該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取  
扱いの料金に係るものにあつては当該料  
金の実施期日の三十日前までに、それ以  
外の料金に係るものにあつては当該料  
金の実施期日の十日前までにしなければ  
ならない。

一 会社が、万国郵便条約第十七条4及び  
万国郵便条約の施行規則第十七条1  
の規定による郵便物の取扱速度に基づ  
く分類を選択する場合には、優先郵  
便物及び非優先郵便物(書籍及び冊子  
を包有するものを除く)。

二 会社が、万国郵便条約第十七条4及び  
万国郵便条約の施行規則第十七条1  
の規定による郵便物の内容品に基づく分  
類を選択する場合には、書状(航空書  
簡を含む)、郵便葉書及び盲人用郵  
便物

〔3〕略

第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定  
により国際郵便に関する料金の届出をしよ  
うとするときは、次に掲げる事項を記載し  
た届出書を提出しなければならない。

て同じ。)に整理しなければならない。この  
場合において、当該方法によつて整理する  
ことが著しく困難なときは、その全部を主  
たる関連を有する郵便物の種類等に整理す  
ることができる。

〔3〕6 同上

改正前

(国際郵便料金の届出)

第三条 〔同上〕

2 前項の届出書の提出は、次の各号のい  
ずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当  
該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知  
の取扱いの料金に係るものにあつては当  
該料金の実施期日の三十日前までに、それ  
以外の料金に係るものにあつては当該料  
金の実施期日の十日前までにしなければ  
ならない。

一 会社が、万国郵便条約第十三条3及び  
通常郵便に関する施行規則(万国郵便連  
合憲章に規定する通常郵便に関する施行  
規則をいう。以下同じ。第百二十条の規  
定による郵便物の取扱速度に基づく分類  
を選択する場合には、優先郵便物  
及び非優先郵便物(書籍及び冊子を包有  
するものを除く)。

二 会社が、万国郵便条約第十三条3及び  
通常郵便に関する施行規則第百二十条の  
規定による郵便物の内容品に基づく分類  
を選択する場合には、書状(航空書  
簡を含む)、郵便葉書及び盲人用郵  
便物

〔3〕同上

第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定  
により国際郵便に関する料金の届出をしよ  
うとするときは、次に掲げる事項を記載し  
た届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に  
限る。)並びに料金の種類、額及び適用方  
法(変更の届出の場合には、新旧の対照を  
明示すること。)

〔二〕略

三 変更の届出の場合には、変更を必要とす  
る理由  
(法第六十七条第五項の総務省令で定める  
料金)

第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定  
める料金は、次に掲げる料金以外の料金と  
する。

一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物  
の料金並びに当該通常郵便物に係る書留  
及び受取通知の取扱いの料金

〔二〕略

三 E.M.S.郵便物の料金及びE.M.S.郵便物  
に係る取扱いの料金

一 料金を適用する期間(限定する場合に  
限る。)並びに料金の種類、額及び適用方  
法(新旧の対照を明示すること。)

〔二〕同上

三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める  
料金)

第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定  
める料金は、次に掲げる料金以外の料金と  
する。

一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物  
の料金並びに当該通常郵便物に係る書  
留、速達及び受取通知の取扱いの料金

〔二〕同上

三 E.M.S.の料金及び当該E.M.S.に係る取  
扱いの料金

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

### 告 示

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十一日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 登録年月日 氏 名

- 五三四二 二九、一一、一五 杉森與志夫
- 五三四三 二九、一一、一五 福留 聡
- 五三四四 二九、一一、一五 神村 彰男
- 五三四五 二九、一一、一五 風張 淳
- 五三四六 二九、一一、一五 青木 継徳
- 五三四七 二九、一一、一五 小笠原光規

○法務省告示第五百八十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年十二月二十一日

法務大臣 上川 陽子

住所 神戸市中央区生田町1丁目2番5—202号

孫美都子 昭和61年12月1日生

住所 神戸市北区大沢町1丁目21番50番地

張国輝 昭和62年1月7日生

張世豪 平成29年5月8日生

住所 東京都練馬区富士見台1丁目10番3号

劉曉丹 昭和56年2月17日生

劉雨庭 平成21年6月10日生

劉芷暄 平成25年5月10日生

住所 神戸市北区緑町8丁目1番2—902号

蔡好二 昭和38年3月27日生

住所 兵庫県西宮市今津野田町4番19—302号

李大地 平成7年6月29日生

住所 東京都渋谷区本町6丁目6番1—201号

全弘子 昭和28年12月31日生

住所 東京都杉並区高円寺南4丁目45番4—1003号

李幸柱 昭和61年9月4日生

住所 静岡県駿河区箱川3丁目5番3—903号

張馨裕美 昭和48年3月9日生

住所 東京都稲城市向陽台4丁目4番地1

李尚達 昭和36年5月1日生

宋善姬 昭和40年9月8日生